

「法定外労災の加入証明書」における「工事現場単位契約」
の販売停止について

現在、建設工事の契約時にご提出いただいております「法定外労災の加入証明書」について、公益財団法人建設業福祉共済団から令和6年9月末をもって工事現場単位契約の販売を停止する旨の案内がありましたのでお知らせします。

建設工事の契約時には、補償対象に下請負人が含まれている記載がわかる法定外労災の加入証明書のご提出が必要となりますので、入札等に参加される各事業者様において、年間完成工事高契約や保険会社の法定外労災保険に加入される等、適切にご対応くださるようお願いいたします。

なお、当該販売停止にかかるご質問等につきましては、公益財団法人建設業福祉共済団（TEL：0120-913-931）へ直接お問い合わせください。

（お問い合わせ先）

長崎市魚の町4番1号

長崎市契約検査課 工事契約係

TEL 095-829-1276